

文部科学省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案)※ 〈文部科学省評価 委員会〉
国立青少年教育振興機構	理事 (教育事業部門、管理部門、国立中央青少年交流の家所長(兼務)、国立オリンピック記念青少年総合センター)	H22.4.1~H24.3.31 (同上)	1.0
放射線医学総合研究所	理事 (基盤技術センター、重粒子医科学センター、分子イメージング研究センター、放射線防護研究センター、緊急被ばく医療研究センター、特別上席研究員の業務)	H20.4.1~H23.3.31 (同上)	1.0
国立文化財機構	理事 (奈良文化財研究所、ナショナルセンター機能、对外広報)	H21.4.1~H23.9.30 (同上)	1.0
教員研修センター	監事	H17.4.1~H18.3.31 (同上)	0.9
	理事 (業務全般を掌理)	H18.4.1~H23.3.31 (同上)	
日本学術振興会	理事長	H15.10.1~H23.9.30 (H16.1.1~H23.9.30)	1.0
理化学研究所	理事 (研究担当理事として、研究活動全般、評価、研究交流、グローバル・リレーションを担当、その後、総括担当理事として、理事長の代理としての総括業務、監査・コンプライアンスに関する事項、社会知創成事業を担当)	H16.10.15~H22.12.31 (同上)	1.1

宇宙航空研究開発機構	理事A (有人宇宙環境利用システムの構築に関する事項(月・惑星探査活動の推進に関する事項を除く))	H19. 8. 1~H23. 7. 31 (同上)	1. 1
	理事B (広報・評価・監査、総務、人事、財務、契約、建築物等の整備及びセキュリティに関する事項、宇宙教育(大学及び大学院教育を除く)に関する事項、筑波宇宙センターの事業運営に関する事項)	H19. 8. 1~H24. 3. 31 (同上)	1. 0
	理事C (宇宙航空科学技術分野における基礎的・先端的技術強化のための研究開発及びプロジェクトの技術開発支援に関する事項(専門技術分野に関する研究開発に関する事項を含む)、航空科学技術分野における中核的なシステム技術の実証を目的とした研究開発に関する事項、調布航空宇宙センターの事業運営に関する事項)	H20. 4. 1~H24. 3. 31 (同上)	1. 0
	監事	H19. 10. 1~H23. 9. 30 (同上)	1. 0
日本スポーツ振興センター	理事長	H19. 10. 1~H23. 9. 30 (同上)	1. 0
	理事 (国立競技場・国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター・国立登山研修所業務担当)	H20. 5. 1~H24. 4. 30 (同上)	1. 0
	監事	H21. 10. 1~H23. 9. 30 (同上)	1. 0
日本芸術文化振興	理事 (総務・経理・基金・)	H17. 1. 14~H23. 8. 31 (同上)	1. 0

会	新国立劇場に関する事項、国立文楽劇場に関する事項、総務企画・新国立劇場・国立劇場芸能に関する事項)		
	監事	H22. 4. 1～H23. 9. 30 (同上)	1. 0
日本学生支援機構	理事 (留学生事業及び日本語教育に関する業務、東京国際交流館長)	H21. 7. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0
海洋研究開発機構	理事長	H16. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0
大学評価・学位授与機構	機構長	H21. 4. 1～H24. 3. 31 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

(教員研修センター)

通知のありました業績勘案率（案）「0. 9」については、特に意見はありません。

(国立文化財機構、日本学術振興会)

通知のありました業績勘案率（案）「1. 0」については、特に意見はありません。

(国立青少年教育振興機構、放射線医学総合研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、大学評価・学位授与機構)

通知のありました業績勘案率（案）「1. 1」及び「1. 0」については、特に意見はありません。

なお、今後の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の評価に当たっては、契約相手先による過大請求の再発防止の観点から、契約相手先との関係を含む法人における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な再発防止策の取組状況にも留意願います。

(理化学研究所)

「文部科学省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」

（平成 25 年 1 月 17 日付け 24 独評委第 12 号）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

以上

(別紙)

1 独立行政法人理化学研究所の業績について

理事の在任期間中の法人業績は、中期期間計画をおおむね順調に達成しており、優れた研究成果をあげている項目もあるものの、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)等に照らし、加算支給をするほどきわめて好調であるとまでは言えないと考えられる。

2 個人の業績について

理事は法人の競争的かつ柔軟な研究環境の醸成等において法人の業績に対し貢献があり加算要因があるものの、一方、理事の在職期間中に発生した主任研究員による架空発注事件を防ぐことが出来なかったことの結果は、当該主任研究員の上司たる研究担当理事として責任があると認められ、減算要因があると考えられる。

3 意見

以上を総合的に勘案すれば、理事の業績勘案率は、文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)「1. 1」には至らないと考えられる。

については、貴委員会において更に審議を深めていただきたい。

別紙

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		文科省評価委による算定内容						業績勘案率 ε (ε' 調整後) (※7)
				機関実績勘案率 α (※1)	個人業績勘案率 β (※2)	基礎業績勘案率 ε' (0.75α + 0.25β) (※3)	調整			
		役員報酬規程に基づく役員報酬の増減 (※4)	目的積立金の有無 (※5)				その他法人や個人の業績等で特段に考慮すべき事情 (※6)			
国立青少年教育振興機構	理事	H22.4.1~H24.3.31	同左	1.0	1.0	1.0	なし	なし	なし	1.0
放射線医学総合研究所	理事	H20.4.1~H23.3.31	同左	1.0	1.1	1.0	なし	あり	なし	1.0
国立文化財機構	理事	H21.4.1~H23.9.30	同左	1.0	1.0	1.0	なし	なし	なし	1.0
教員研修センター	監事	H17.4.1~H18.3.31	同左	1.0	0.9	1.0	なし	なし	あり	0.9
	理事	H18.4.1~H23.3.31	同左							
日本学術振興会	理事長	H16.1.1~H23.9.30	H15.10.1~H23.9.30	1.0	1.1	1.0	なし	なし	なし	1.0
理化学研究所	理事	H16.10.15~H22.12.31	同左	1.2	1.3	1.2	なし	あり	あり	1.1
宇宙航空研究開発機構	理事A	H19.8.1~H23.7.31	同左	1.0	1.2	1.1	あり	なし	なし	1.1
	理事B	H19.8.1~H24.3.31	同左	1.0	1.0	1.0	あり	なし	なし	1.0
	理事C	H20.4.1~H24.3.31	同左	1.0	1.0	1.0	あり	なし	なし	1.0

	監事	H19. 10. 1～H23. 9. 30	同左	1. 0	1. 1	1. 0	あり	なし	なし	1. 0
日本スポーツ振興センター	理事長	H19. 10. 1～H23. 9. 30	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	なし	なし	1. 0
	理事	H20. 5. 1～H24. 4. 30	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	なし	なし	1. 0
	監事	H21. 10. 1～H23. 9. 30	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	なし	なし	1. 0
日本芸術文化振興会	理事	H17. 1. 14～H23. 8. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	あり	なし	1. 0
	監事	H22. 4. 1～H23. 9. 30	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	なし	なし	1. 0
日本学生支援機構	理事	H21. 7. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	なし	なし	1. 0
海洋研究開発機構	理事長	H16. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 0	1. 0	なし	なし	なし	1. 0
大学評価・学位授与機構	機構長	H21. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 0	1. 1	1. 0	なし	なし	なし	1. 0

(※1) 「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方(平成16年12月16日文科科学省独立行政法人評価委員会決定(平成19年4月25日一部改正)。以下「基本的考え方」という。)の「1.(2)」において、「当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を機関実績勘案率 α とする(小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)。」とされている。

(※2) 「基本的考え方」の「1.(3)」において、「当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 β を0.0～2.0の間で決定することとする。」とされている。

(※3) 「基本的考え方」の「1.(1)」において、「「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x 、 y (注. 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.25を超えないこととする。)を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を求める(小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)。」とされている。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x \geq 0.75, 0.25 \geq y > 0)$$

(※7) 「基本的考え方」の「1.(1)」において、「評価委員会は ε' に基づき、以下の点を勘案して当該役員 ε を決定する。

①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況 (※4)

②目的積立金の積立状況 (ε が1.5を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。) (※5)

③その他、法人や個人の業績等で特段に考慮すべき事情 (※6)」とされている。